

武家屋敷から庶民の町へ 明治の変革による住民の大移動

明治時代

武家社会の崩壊が、大手前通りの沿道を大きく変えました。

廃藩置県（明治4年）

地租改正条例公布（明治6年）

国税 地価の3/100の地租が課された。
非課税だった士族（上・中級武士）の土地にも地価の1/100の税が課された。
土地の所有権を認め、地券制度をとることにした。
厳しく分かれていた士と町人の居住区を自由にした。

地方税 地租以外に民費（地方税）があった。
士族（上・中級武士）・卒族（足軽など）の民費は給与割り、町屋は間口割りだった。

沿道に庶民が入ってきた

間口が狭く、細長い地割りになった

武士が屋敷を売って出て行った

四民平等

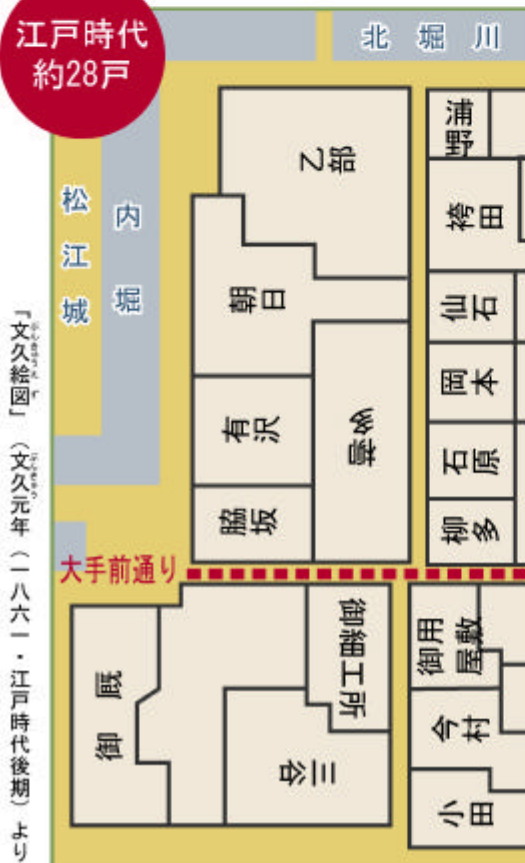
武士階級の解体

明治2~3年 大幅な禄（給与）の削減
 明治6年 家禄奉還に関する布告
 →武士たちに自分で生計を立てるよう促した。
 明治9年 金録公債証書発行条例→禄の発行の停止

広大な武家屋敷から、小さな地割の庶民の町へ

もと武家屋敷だったところに、卒（足軽など）や商人などの庶民が住むようになりました。

江戸時代
約28戸



9倍近い戸数の増加

明治初期
250戸以上

